

○ 財務省告示第二百九十七号
平成三十一年大蔵省令第六号～第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省
平成三十年十月一日に発行した政府短期証券の規定に基づき、平成三十一年大蔵省
三等を次のように告示する。
件名及び記述

國庫短期財務証券（第七百八十六回）

件名及び記述

の法律発行の根拠

の法律発行の根拠

用振替法の適

の法律発行の根拠

四 行方 法

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によ下競争は受けけるも日本銀行との競争にて行とし
も加、と行「日本銀行との競争にて行とし」といふ。
の者財同「日本銀行との競争にて行とし」といふ。
にご務時「日本銀行との競争にて行とし」といふ。
よと大に「日本銀行との競争にて行とし」といふ。
るに臣行「日本銀行との競争にて行とし」といふ。
發応がわ「日本銀行との競争にて行とし」といふ。
行募各れ及「日本銀行との競争にて行とし」といふ。
へ限國るび「日本銀行との競争にて行とし」といふ。
以度債入価格競い入「日本銀行との競争にて行とし」といふ。
下額市札格競い入「日本銀行との競争にて行とし」といふ。

八	七	六	五		
口 イ		口 イ			
額 最 扱		發		方 募	
低	行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入	
額	入 價 ・ 別 債 札 格 金	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債 札 格	決 定	
面	札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競	
金	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
五	千 七 五 三	額 万 額	込 募 各 当 も 各	価 一	
万	三 千 百 兆	面 円 面	み 限 国 て の 申	格 国	
円	百 九 円 五	金 金	の 度 債 る か 込	競 債	
	円 百 千	額 額	応 額 市 ° ら み	競 争 市	
	二 百	で で	募 の 場 そ の	入 場	
	十 億	七 三	額 範 特 の う	札 特	
	三 億 三 百	千 兆	を 圏 別 応 ち	發 別	
	四 八	九 五	割 内 参 募 応	行 參	
	千 八 十	百 千	り に 加 額 募	「 加	
	百 六	十九	当 お 者 を 價	と 者	
	八 万	八十	て い ご 順 格	い う	
	万 八	億 五	る て と 次 の	第	
	八 千	千	。 各 の 割 高	。 I	
			申 応 り い	非	

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九			
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振 替 単 位	
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 札	債 格	札 市	行 發		
日 期	加 参	払 支	額 金	限 期	債 第	競 參	市 發	競 価		
日 期	加 加	額 額		發 競	I	加 場	行 場	爭 格		
平 成 三 十 年 十 月 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 一 知 つ 。 き を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円 の 翌 行 日 常 休 業 業 日 日	額 面 金 額 を き 払 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円 き の 応 百 円 の 業 業 日 に	償 還 期 限 償 一 年 期 と 、 一 月 月 九 日 行 日 競 I	当 た し と 、 年 一 月 月 九 日 競 I	平 七 毛 額 百 円 に つ き 百 円 五 錢	す 以 上 の 百 れ ぞ れ の き 応 募 債 格 錢	債 ・ 札 格 第 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	額 面 金 額 の 額 百 円 ぞ れ つ れ つ き 百 円 債 格 錢	の 記 載 法 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 口 座 と 金 簿